

生駒山ブランド化推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

生駒山ブランド化推進業務

(2) 実施目的

本事業は、生駒山地の中核を成す生駒山やその山麓、周辺地域が有する観光資源等を活用して展開する、観光庁が推進する新たな旅のスタイルにも合致した誘客施策により、生駒山の新たな魅力を訴求し、以て、同地域の観光客等の滞在時間の延長及び観光消費額の拡大に寄与することを目的としている。

ここでいう新たな旅のスタイルに合致した誘客施策とは、ワーケーションやブレッジャーと呼ばれる、テレワーク・リモートワークのように出社をせずに働くことや自宅以外でも自分が滞在したい場所で自由に働く場を設定する等の環境を創出することと組み合わせて実施する、滞在型の誘客施策である。生駒山地の主峰を成す生駒山は、本国で二番目に大きな都市圏・京阪神大都市圏の中心である大阪市都心部から、公共交通機関で僅か 30 分程度という抜群の交通利便性を有している。生駒山には、緑豊かな世界に囲まれながらも、宿泊や食事、入浴、また、Wi-Fi が完備された研修室や会議室を活かして仕事に集中できるという環境を有する生駒市施設・生駒山麓公園があり、企業・団体等には保養のみならず、合宿や組織力向上のためのフィールドアスレチックを活かしたチームビルディング等の環境も提供可能である。また、生駒山頂には、国定公園の中に位置する全国でも珍しい遊園地・生駒山上遊園地もあり、一緒に滞在する子供たちが山中の自然環境の中だけではなく、遊園地の利用によりストレスを解消するなど、団体・個人・家族構成等を問わず、希望に応じた多様な滞在が可能となっている。

本事業では、地域の観光資源を掛け合わせた体験やアクティビティ等のコンテンツの開発や磨き上げを行うとともにそれらを組み合わせた地域ならではの複数のワーケーション受入プログラムを造成することを目標とする。開発や磨き上げを行う各コンテンツやプログラムは、専門家を招聘して実施し、最終的にモニターツアー等のテストマーケティングによる課題抽出を経て、旅行商品として完成させ、オンライン旅行会社等で販売できる体制を整えることとする。

ついでには、本業務は、コロナ禍に適応した新たな旅のスタイルとしてのワーケーション実施による消費拡大を図るために新型コロナウイルス感染症の状況を十分に配慮しながら、以下の業務を実施することとする。

(3) 業務内容

- ① 実施目的を達成するための体験プログラムやアクティビティ（以下「コンテンツ」という。）及びそれを宿泊と合わせて複数組み合わせることで催行されるワーケーション受入のためのプログラム（以下「プログラム」という。）の企画・造成
※詳細は「生駒山ブランド化推進業務仕様書」を参照のこと。
- ② テストマーケティングの実施
- ③ プログラムをPRするツールの作成

④ ①～③の業務を遂行する為の調査、戦略の策定、関係者間の調整を行うこと

(4) 業務期間

契約締結日～令和4年3月31日

2 業務に要する費用（予定価格）

990,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者（提案者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

① 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと

② 国税及び地方税を滞納していないこと

③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く

⑤ 公示日から候補者となる提案者の特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。

⑥ 次のアからオまでのいずれかに該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- ⑦ 過去5年間において、国、地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO／DMC）、観光協会等の観光客の誘客や商品の開発、観光素材の磨き上げや、ワーケーション受入プログラムの造成等のソフト事業の受注実績があり、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。
- (2) 共同企業体での参加も可能とする。その場合において、グループの構成団体についても参加資格(1)①～⑥をすべて満たし、かつ、グループの構成団体のうち1社以上は参加資格(1)⑦を満たさなければならない。なお、グループの構成団体となった場合は、別に本プロポーザルに単独で参加することや他の複数のグループの構成団体になることはできないものとする。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和3年8月10日（火）正午まで（必着）
- (2) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。
（電子メールアドレス） keizai@city.ikoma.lg.jp
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日 令和3年8月12日（木）17時15分まで
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）原本1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等
ア～ケは原本1部・副本9部、コ～シは原本1部。なお、本市の令和3年度物品・委託業務業者登録一覧表に記載のある者については、コ～シを省略することができる。
- ア 会社概要（様式3）
グループを組む場合は、すべてのグループ企業分を提出すること。
- イ 業務実績調書（様式4）
（ア）業務実績調書に記載した事業の様子がわかる資料（紙媒体、データ媒体問わず）を各1部提出すること。ただし、事業の様子がわかるホームページがあれば、そのURLを記載することで提出があったとみなす。
（イ）グループを組む場合は、すべてのグループ企業分を提出すること。
- ウ 実施体制表（様式任意）
本業務の実施体制図（社内外のバックアップ体制も含む）
- エ 担当者名簿、担当者の経歴及び実績等調書（様式5）
本業務の担当者（統括責任者、企画責任者、運営・進行管理責任者、会場設営責任者、広報責任者など）のプロフィール及び各担当者のこれまでの業務経歴を記載すること。
- オ 再委託調書（様式6）

- 再委託する場合のみ
- カ グループ協定書（様式7）
グループを組む場合のみ
- キ 企画提案書（様式任意）
別紙「企画提案書等作成要領」に基づき作成すること。
- ク 参考見積書（様式任意）
事業の実施に係る概算費用を内訳が分かるように項目ごとに記載すること。
- ケ 印鑑証明書【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：原本】
- コ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】
- サ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その3の3、個人：納税証明書その3の2）【提案時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】
- シ 誓約書、役員等一覧表（様式8）
グループを組む場合は、すべてのグループ企業分を提出すること。

(2) 提出期限等

- ① 提出期限 令和3年8月24日（火）正午まで（必着）
- ② 提出場所 生駒市役所 地域活力創生部 商工観光課
観光振興室（市役所2階25番窓口）
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。
なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査し、高い評価を得た提案者4社を選考する。ただし、提案者が4社以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和3年8月26日（木）（予定）

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和3年8月27日（金）（予定）

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の日程等を、電話及び電子メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を郵送により通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 信頼性・実施能力（業務実績） | 20点／170点 |
| (2) 参考見積書 | 10点／170点 |
| (3) 企画提案書・プレゼンテーション・ヒアリング | 140点／170点 |

8 日程

公示	令和3年8月5日（木）
質問提出期限	令和3年8月10日（火）正午まで
質問回答	令和3年8月12日（木）17時15分まで
企画提案書等提出期限	令和3年8月24日（火）正午まで
第1次審査	令和3年8月26日（木）（予定）
第2次審査	令和3年8月27日（金）（予定）
結果通知	令和3年8月下旬（予定）
契約締結	令和3年9月上旬（予定）
業務開始	令和3年9月上旬（予定）

9 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2 業務に要する費用（予定価格）を超過したもの

10 契約

受託候補者となる提案者の特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、提案者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者となる提案者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市 地域活力創生部 商工観光課 観光振興室 担当：鈴木・松本

生駒市東新町8-38 TEL：0743-74-1111（内線）327

E-mail keizai@city.ikoma.city.lg.jp